議案第21号

向日市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

向日市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月21日提出

向日市長 安田 守

条例第 号

向日市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

向日市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年条例第9号)の一部を次のよう に改正する。

(下線部分は改正部分)

改正

現 行

(補償基礎額)

第5条 略

- 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。
 - (1) 略
 - (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障がいの状態となつた場合には、9,700円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,500円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤 消防団員又は非常勤水防団員若しくは消防作 業従事者等(以下「非常勤消防団員等」という。) の事故発生日において、他に生計のみちがなく 主として非常勤消防団員等の扶養を受けてい たものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤 消防団員等については、前項の規定による金額 に、第1号に該当する扶養親族については1人 につき100円を、第2号に該当する扶養親族 については1人につき383円を、第3号から

(補償基礎額)

第5条 略

- 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。
 - (1) 略
 - (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障がいの状態となつた場合には、9,100円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤 消防団員又は非常勤水防団員若しくは消防作 業従事者等(以下「非常勤消防団員等」という。) の事故発生日において、他に生計のみちがなく 主として非常勤消防団員等の扶養を受けてい たものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤 消防団員等については、前項の規定による金額 に、第1号又は第3号から第6号までのいずれ かに該当する扶養親族については1人につき 217円を、第2号に該当する扶養親族につい

第6号までのいずれかに該当する扶養親族に ついては1人につき217円を、 それぞれ加算 して得た額をもつて補償基礎額とする。

(1)~(6) 略

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日 後の最初の4月1日から22歳に達する日以 後の最初の3月31日までの間

にある子がい

る非常勤消防団員等については、前項にかかわらず、167円に<u>当該期間に</u>ある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもつて補償基礎額とする。

別表

補償基礎額表 (第5条関係)

階級		勤務年数	
	10年未満	10年以上	20年以上
		20年未満	
団長及び副団	12, 90	13,70	14, 50
長	<u>0円</u>	<u>0円</u>	<u>0円</u>
分団長及び副	11, 30	12, 10	12, 90
分団長	<u>0円</u>	0円	<u>0円</u>
班長及び団員	9,700	10, 50	11, 30
	<u>円</u>	0円	<u>0円</u>

備考

1 略

2 略

ては1人につき333円を、

それぞれ加算

して得た額をもつて補償基礎額とする。

(1) \sim (6) 略

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下この項において「特定期間」という。)にある子がいる非常勤消防団員等については、前項にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもつて補償基礎額とする。別表

補償基礎額表(第5条関係)

階級		勤務年数	
	10年未満	10年以上20年以上	_
		20年未満	
団長及び副団	12, 50	13, 35 14, 20)
長	<u>0円</u>	<u>0円</u> <u>0</u> 円	7
分団長及び副	10,80	11, 65 12, 50)
分団長	<u>0円</u>	<u>0円</u> <u>0円</u>	7
班長及び団員	9, 100	9, 950 10, 80)
	<u>円</u>	<u>円</u> <u>0</u> P	7

備考

1 略

2 略

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の向日市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び 第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた 向日市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償(以下「損 害補償」という。)並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係 る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金(以下「傷病補償年金等」という。)について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償(障害補償年金等を除く。)及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前による。